

## 塩竈市水道事業随意契約見積参加心得

(趣旨)

第1 塩竈市水道事業の契約に係る随意契約を行う場合の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、塩竈市水道事業契約規程（昭和42年水道部庁訓第2号。以下「契約規程」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積参加の失格)

第2 見積者又はその代理人（以下「見積参加者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、失格として、見積合せ又は再度の見積合せに参加することができない。

- (1) 見積者が、見積合せ期日（開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (2) 開札日において、見積者が参加する資格を有しなくなったとき。
- (3) 開札日において、見積者が指名を取り消されたとき。
- (4) 開札日において、見積者が塩竈市から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (6) 開札日において、銀行取引停止となったとき
- (7) 代理人が見積者の委任状を提出しないとき。
- (8) 見積参加者が、指名の通知に示した参加条件に違反したとき。
- (9) 見積者が、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合するなど見積合せに際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (10) 見積参加者が、正常な見積合せの執行を妨げる行為をしたとき。
- (11) 見積合せ執行者が、見積参加者が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
  - ① 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
  - ② 正常な見積合せの執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(見積等)

第3 代理人をもって見積合せする場合は、代理人は、見積合せに関する見積者からの委任状を持参の上、見積合せの前に見積合せ執行者に提出しなければならない。

2 見積書は、塩竈市水道事業が定める様式により提出するものとする。この場合において、代理人が見積書を提出するときは、委任者を併記の上、代理人の氏名を記載しなければならない。

3 一旦提出した見積書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

なお、提出前で見積書の記載事項の訂正は、訂正印を押印又は訂正箇所署名することとするが、見

積金額の訂正は認めない。

- 4 見積書は、見積合せ執行者の指示に従い提出しなければならない。
- 5 見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して見積合せをしなければならない。
- 6 見積書の金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数金額を切り捨てた金額として取り扱うものとする。
- 7 最低制限価格または失格基準価格を設けた場合において、見積参加者が、その価格を下回る見積を行ったときは失格とする。
- 8 見積参加に係る費用については、全て見積者の負担とする。また、塩竈市水道事業が起因となった中止及び不調においても同様とする。

(落札者の決定)

- 第4 有効な見積を行った見積参加者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって見積合せをした者を落札者とする。
- 2 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって見積した見積参加者のうち、最低の価格をもって見積した者を落札者とする。
  - 3 落札となるべき同価格の見積をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該見積参加者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
  - 4 前項の場合において、見積参加者の中にくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務を直接担当していない塩竈市水道事業職員がくじを引くものとする。

(再度の見積)

- 第5 開札して、予定価格の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表しているときは、再度の見積は行わない。
- 2 初回の見積合せに参加しなかった者、無効な見積をした者及び最低制限価格を設定している場合にこれを下回った見積合せをした者は、再度の見積合せには参加できない。
  - 3 再度の見積合せの回数は、2回とする。

(見積の辞退)

- 第6 指名を受けた者は、見積合せ執行の完了に至るまでに限り、次のいずれかの方法により、いつでも見積を辞退することができるものとする。
- (1) 見積合せ執行前に辞退する場合は、辞退届(別紙様式)を契約担当者に持参、郵送、Fax、本市ホームページ(辞退届提出フォーム(水道事業専用))のいずれかの方法により提出する。
  - (2) 見積合せ執行中に辞退する場合は、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投函する。
- 2 一旦提出した辞退届の書換え、引換え、取り消し又は撤回はできない。
  - 3 1回目の見積合せを辞退した者は、再度の見積合せに参加することはできない。
  - 4 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第7 見積者は、独禁法その他の法令に抵触する不正行為を行ってはならない。

2 見積者は、見積合せに当たり、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意思などについていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積者参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積合せの延期等)

第8 見積合せ執行者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見積合せ執行前又は執行中において、当該見積合せを延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(1) 天災、地変等により見積合せの執行が困難なとき。

(2) 見積合せを適正に執行できないおそれがあると認められるとき。

(3) 予定価格、設計図書など(以下「予定価格等」という。)に錯誤があったと認められたとき。ただし、錯誤が開札後から契約締結前までに認められた場合であって、落札者の見積の価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると認められたときは、この限りでない。

(4) その他適正な見積合せを執行できないおそれがあると認められるとき。

(見積の無効等)

第9 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

(1) 見積合せに参加する資格を有しない者が見積合せしたとき。

(2) 同一件名の見積合せにおいて、見積参加者が2以上の見積をしたとき。

(3) 見積書の内容又は提出方法に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、見積者参加者の意思が明らかでないとき。

① 見積者等の記名、押印を欠く見積合せ

② 金額を訂正した見積又は金額の記載が不鮮明な見積

③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積

④ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により見積書の記載がなされた見積

⑤ 工事名等の錯誤がある見積

2 落札決定以降契約締結までに指名停止となった場合は、参加資格がない者のした見積合せとみなす。

(契約)

第10 落札者は、契約書に記名押印又は電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定するものをいう。)を行い、落札決定日の翌日から7日以内(塩竈市水道事業の休日を定める条例(平成元年条例第12号)第1条第1項に規定する休日を除く。)に見積合せ執行者へ提出しなければならない。ただし、契約の相手方が隔地にある場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

- 3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 落札者が、政令第 167 条の 4 の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
  - (2) 落札者が随意契約に参加する資格を有しなくなったとき。
- 4 落札決定後、契約締結前までに落札者が塩竈市から指名停止を受けたときは、契約を締結しないものとする。
- 5 落札者は、消費税法に規定する課税事業者であるか、免税業者であるかを、契約書作成前に届け出ること。
- 6 落札決定した事業者は、塩竈市個人情報取扱事務委託基準（平成 17 年庁訓第 65 号）別記「個人情報取扱事務特記事項」を遵守しなければならない。

（契約保証金等）

- 第 1 1 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約規程第 5 条に基づく契約保証金に代わる担保を納付し、又は提出しなければならない。ただし、契約規程第 4 条第 3 項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約保証金の納付又は担保の提供等の取扱いについては、次の各号に掲げるいずれかにより行うものとする。
  - (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出する。
  - (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出する。
  - (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出する。
  - (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出する。
  - (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出する。

（異議の申立て）

- 第 1 2 見積者は、見積合せ後、この心得、見積徴収通知又は設計図書等についての不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

附 則

この心得は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。